

令和 6 年度日立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 6 年度日立市水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のと
おり処分するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

未処分利益剰余金処分額	9 0 2 , 4 1 1 , 6 9 8 円
減債積立金	2 4 4 , 7 0 8 , 8 1 4 円
資本金	6 5 7 , 7 0 2 , 8 8 4 円

（提案説明）

未処分利益剰余金を処分するに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参 考

未処分利益剰余金の処分の内訳等

(単位 円)

未処分利益剰余金	処 分 額		未処分額 (繰越利益剰余金)
	減債積立金	資本金	
1,202,411,698	244,708,814	657,702,884	300,000,000
	902,411,698		